

令和 2 年 9 月 7 日
日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括部

原子力災害対策特別措置法に基づく届出における公印の押印について

令和元年7月以降、「原子力規制委員会が受け取る報告書等における印影及び個人情報の省略に係る規則等の一部改正」に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づく届出については公印を省略した形で届出を実施してきた。しかし、令和2年8月21日の原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書の提出の際に、公印を省略できる規定が機構にないことについて、機構内部において議論があった。その結果、既存の規定に則って、公印を押印したもので届け出ることとした。

原子力災害対策特別措置法に基づく届出については各拠点が回議書を起案し、文書審査、決裁権者の決裁を得た上で実施している。令和元年7月から令和2年8月21日までに提出した届出についても、決裁権者である所長の決裁を得て、発信番号を取得し発信文書として登録したものであることから、当該文書内容及び成立の真正性を担保できる。

機構として公印を省略可能とする規定の策定に向けて、文書主管課で検討を開始しているところであり、引き続き適切に対応して参りたい。

以上